

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月22日 22時30分ごろ
発生場所	石川県金沢港 大野灯台から真方位123°850m付近 (概位 北緯36°36.7' 東経136°36.7')
事故の概要	漁船天洋丸は、着岸操船中、岸壁に係船中の漁船第十七輪島丸に衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十七輪島丸、260.00トン 140305、輪島漁生株式会社 B 漁船 天洋丸、19.48トン AM2-4882（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板及びバルバスバウに擦過傷 B 右舷船尾部外板に擦過傷、スパンカーに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A 船は、金沢港無量寺突堤（以下「本件突堤」という。）の東側の岸壁に北方に船首を向けて並んだ4隻の一番外側に係船中、B船の右舷船尾部がA船の左舷船首部に衝突した。 A 船は、僚船3隻よりも船体が長く、船首部が東側の岸壁の先端から約10m北方に出た状態であった。 B 船は、船長Bほか1人が乗り組み、本件突堤の北側の岸壁に船首を西方に向けて左舷着けする目的で、船長Bが、操舵室で主機の操縦レバー（以下「本件レバー」という。）を操作し、本件突堤の西側から後進して着岸しようとしていた。 船長Bは、後進行きあしを止めようとして本件レバーを前進運転としたが、前進に切り替わらず、後進状態のまま、B船の右舷船尾部が係船中のA船の左舷船首部に衝突した。 船長Bは、10年以上本件レバー内部の点検を行っていなかった。 船長Bは、本事故後、修理業者の担当者から、本件レバー内部のクラッチコントロールワイヤの接続部が外れており、前後進クラッチの嵌脱及び切替えが本件レバー操作ではできなくなっていたと聞いた。 本船は、本件レバー内部に残っていた部品に損傷がなく、修理業者

	が組み直すだけで復旧した。
分析	<p>B船は、10年以上本件レバー内部の点検が行われていない中、本件突堤に着岸操船中、突然、クラッチコントロールワイヤの接続部が長年の振動により外れたことから、前後進クラッチの嵌脱切替えができず、後進状態のまま、A船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件レバー内部に残っていた部品に損傷がなく、修理業者が組み直すだけで復旧しており、本件レバー内部部品の緩む要素が振動以外に考えづらいことから、クラッチコントロールワイヤの接続部は長年の振動により外れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、10年以上本件レバー内部の点検が行われていない中、本件突堤に着岸操船中、突然、クラッチコントロールワイヤの接続部が長年の振動により外れたため、前後進クラッチの嵌脱切替えができず、後進状態のまま、A船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定期的に主機のコントロールレバー内部、特にクラッチコントロールワイヤの接続部の点検を行うこと。